

## パーソナルデータに関する検討会 第5回技術検討ワーキンググループ 議事要旨

1 日 時 平成26年4月17日(木) 10:00～12:00

2 場 所 内閣府庁舎 5階 521会議室

### 3 議 事

- (1) 開会
- (2) 親会からの検討依頼について
- (3) 閉会

### 4 <配布資料>

- 【資料1】「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について(事務局案) <概要編>
- 【資料2】「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について(事務局案) <詳細編>
- 【資料3】親会からの検討依頼事項  
(参考資料1) 個人情報の保護に関する法律

### 5 出席者

佐藤(一) 主査、森主査代理、伊藤構成員、岡村構成員、菊池構成員、佐久間構成員、佐藤(慶) 構成員、高橋構成員、松本構成員

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課  
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課  
消費者庁 消費者制度課

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室  
遠藤政府CIO、吉川参事官、濱島参事官、瓜生参事官、村上企画官、楠政府CIO補佐官、満塩政府CIO補佐官

### 6 概要

資料1乃至資料3について事務局より説明を行った後、以下の発言があった。

○親会から我々に依頼された2つの宿題としては、個人情報にかかわるもの、特に準

個人情報と個人特定性低減データに関する部分である。

個人情報の定義に関しては、個人情報という1種類のデータだけではパーソナルデータ全てを取り扱うことはできなくて、ある程度濃淡をつけるということは共通の認識であったと思う。ひとまずは、事務局案をベースにして議論させていただく。

準個人情報に関しては、資料2の5ページの①から③の整理の方法がいいのかということに関しても御意見を出していただければと思っている。端末ID等、取扱いが非常に難しいところも幾つかある。総務省を初めとして幾つか別の委員会などでも議論されているので、そういったものを参考にしながら議論していただければと思う。

クッキーの取扱いに関しては、事業者に閉じられたものであるから、準個人情報又は個人情報に入れる必要はないかと思うが、心配されている方も非常に多いし、技術の使い方によっては準個人情報として考えなければいけないケースも出てくるかと思われるので、技術的な見地から御意見をいただければと思う。

準個人情報の③の類型には今回、位置情報、購買履歴を準個人情報の中の例として挙げさせていただいたが、自由に扱っていいというと、それはそれで問題が出てくるし、完全に保護してしまうと、利活用が進まなくなってくるということがあるので、そのバランスを見て考えていただければと思う。

○昨年の報告書で全ての部分を議論できたわけではなく、例えば、加工対象になる情報がどういうものか、実際にどのように運用していくのか、個人特定性低減データへの加工の方法も考えなければならず、現実的な解が必要になると思われる。

内部利用の取扱いに関しては監視性がない、仮に第三者機関が監視しようと思っても、外から見るのが非常に難しい部分であるので、どう考えるかも重要であると思う。

第三者機関の運用に関しては、どのような情報を事業者から第三者機関に提供させて、また、何らかの問題があったときに、それを証明するためにどのような情報が必要なのかということに関しても御議論いただきたい。

昨年の技術検討WGで検討する際にも、提供先と提供元に対して特定又は識別をしないという規律の部分が明確ではなかった。その部分は、親会で御議論いただきたいのだが、当WGでも幾つか考えた上で、それに応じた個人特定性低減データを御議論していただければと思う。

これは報告事項になるのだが、資料2の10ページの欄外については、昨年の技術検討WGの報告書においてはいかなる個人情報に対しても、識別非特定情報や非識別非特定情報となるように加工できる汎用的な方法は存在しないという結論を出させていただいている。

ただ、こういう要請があるということは御理解いただきたいし、報告書では個人情報の種類・特性や利用の目的等に応じて技術・対象を適切に選ぶことにより、識別非特定情報や非識別非特定情報に加工することは不可能ではないことを示した。よって、個別事例の判断を第三者機関が監督できるかということが論点だと思う。技術的可否と、仮に第三者

機関が承認して業者を監督するといった場合に、事務手続を含めて、それが現実的な解なのかどうかということに関しても御議論いただければと思う。

○資料3に関しては、資料2のページの「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」に含む又は含まない項目を考えると読みかえて、親会からの依頼を解釈したいと思う。

資料3の1は、個人情報以外に権利利益侵害可能性の高いものがあるのか、2は、権利利益侵害可能性がどの程度低くなれば本人同意を得ずに第三者提供してもいいのかを検討いただきたいという指示と技術的には翻訳できると思う。そうすると、ここで特定可能性というパラメーターに権利利益侵害の可能性というもう一つのパラメーターを掛け合せ、特定可能性の水準をどのように定めるのかという依頼だと理解している。

権利利益侵害可能性の高低の判断は、親会から指示が欲しかったのだが、このWGにおいては、参加している委員の市民感覚として一旦仮置きして考えて回答を返して、親会から意見をいただくしかないと理解した。

本当はもう一つ、有用性の高低がある。本来、これも親会から示していただければというところがあるのだが一旦度外視してWGは検討するしかないのかなと思う。

○「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」では、何が問題になっているかという、個人の人格に密接に関わり合いのあるものは、たとえ特定の可能性がなくても権利侵害の恐れがあるのだということである。

その場合の権利侵害とは事業者を横断して情報が共有される場合の権利侵害であって、裁判所もプライバシーに関しては、公開されたくない情報を公開されることがプライバシー侵害だと言っており、原則としてそうだが、仮に公表されず一事業者の中にとどまっても、いろいろな情報を集積してその人の実像に迫ることもまたプライバシー侵害だと言っている。

○準個人情報の定義に新たにパスポート番号やデバイスのIDを加えたことについては賛成。HIPAAのセーフ・ハーバー・ルールなどでもそのような情報から個人が特定されることがリスクとして認識され、排除する方向になっている。

専門家でも明確に権利利益侵害の基準を決めることというのは難しいのだから、そもそも解がないのではないかという気がしている。プライバシー一つをとっても個人ごとに主観の違いがあるため、ここはいつまでたっても結論は出ないし、第三者機関ができたとしても、判定はできないと思っている。

対処としては、個人情報を提供することによって社会にどんな有益性があるか、どんな目的があるかということを確認にした上で、個人が選べればいいのではないかと思ってい

る。利用する目的、有益性を提示した上で、個人がこれを提供してもいいかどうかを選べるような手段ができればいいのではないか。

個人情報の漏えいと同じように、個人特定性低減データについても、いずれ漏えいしてしまったり、再識別が起きてしまったりする事件は起きるだろう。その起きたことに対してどのように防止するか、検出するか等、フェイルへの対処をある程度考えていくことも考える必要があるのではないか。

○本WGが取り扱うべきなのは特定可能性と個人の権利侵害が関係するもので、特定可能性とは無関係の話はこのWGで議論すべきではないという理解をしている。

○特定されていない条件での権利侵害に関しては個々の事案によると思う。最終的には、個々の事案で裁判という形でいかないと白黒つかない世界だと思っている。余りそこに踏み込むと、我々は議論を発散していくので、ちょっととめておきたいと思っている。

○今の意見と同意見で、個人情報保護法の範囲なのかというのは非常に疑問があるところなので、そこは切り分けて議論していただいたほうが技術的には議論しやすいと思う。

技術的に議論しやすいポイントというのは、権利利益侵害が個人の特定もしくは識別子とリンクしている場合において語られるほうが議論が非常にしやすい。

○個人特定性低減データに関しては、技術的な手法で特定性を低減するということと、施設やシステムの整備により特定性を低減するという手法があると理解している。資料2の5ページの準個人情報の定義の③の「移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の履歴」の「特徴的」というのは何を指すのかが曖昧であり、ここをどのように決めるかというのが恐らく個人特定性低減データと大きくかかわってくるのではないか。

何をもって特徴的な行動と判断するか否かによって、準個人情報にもそもそも当たらないとかいう可能性も出てくるため、その特徴的な行動の範囲をどのように定めるかということが重要である。

○立法化を考えると、その特徴的な行動というものをどのように定義すればいいのか。法案に落とし込む、条文に落とし込むときに、どういう形にすれば特徴的な行動の履歴に特定できるような形で条文に落とし込むかということも考えていかなければいけないと思っている。

○「特徴的」とは、個人が特定できるぐらい十分特徴的という意味だろうと思う。①、②と③を明確に分けているのは何かというと、①と②は、誰がその情報を持ったとしても、特定できる能力というのは余り変わらない。③は、その人が持っている情報によって特徴

的だと思えたり思えなかったりするという総合的な性質があって、それがこの③関係のデータの扱いというのを難しくしているところだと思う。

○資料2の3ページの「名寄せの容易さ及び人との結びつきの明確さ」は本質的な定義ではないかと思っている。例えば位置情報に関しては、両方の視点で論じることができるのではないかと思う。

まず、名寄せの容易さという話でいうと、毎日同じ行動をしていることが名寄せの容易さにつながるという性質があると思うので、行動のものが名寄せのキーになり得るということは割とわかりやすいと思う。

一方で、人との結びつきの明確さという点でも、例えば、山奥で1人しか住んでいないような人の移動履歴であると、その移動履歴はその人と結びついてしまう。あるいは、非常に精度の高い位置情報で、しかも、時間も秒の単位でついているようなことであれば、そのような情報が情報処理されるようなことであると、人との結びつきが非常に明確な情報になると思う。

削除に関していえば、該当するものを全部削除する必要が技術的にあるかどうかという疑問であって、例えば位置情報等が名寄せを構成するからといって、全部削除してしまう必要はなくて、位置情報等の粒度を粗くしたり、時間をまとめたりすることによって、名寄せの容易さ、あるいは本人との結びつきの明確さというのを回避することは技術的に可能だと思われる。よって、個人情報又は準個人情報を構成する全ての情報を直ちに削除すべきかどうかという、必ずしもそうではないということは技術的に言えるのではないかと思う。

○ビジネスユースケースまで例示して加工方法を考えるのか確認したい。

もう一つ、有益性の有無は一旦除外して、まずは汎用的な観点で検討を進め、もし親会から具体的なケースの場合はどうか指示が来れば、そのときにユースケースやデータ種別に応じた個人特定性低減データのあり方を検討する段階に進めるという理解で正しいか。

○会合は残り2回しかないので、それでよいのではないか。

○資料2の8ページの③について、「特徴的な行動を現すことがないよう、精度を落とした情報とする」とされているが、「個人の特徴的な行動をあらわすことがないようにする」程度の表現にしてはどうか。精度を落とす以外にも様々な手法があるので、手法を特定すると大変だと思う。

○暗号化等、精度を落とす以外に個人を特定できない方法が、様々開発されつつあるので、適用できるように一般化して書くといいのではないか。

暗号の例を一つとっても、十分な時間をかければ現存する暗号は皆解析できてしまうわけであって、同様に、低減データについても攻撃者の仮定というのをある程度決める必要があるだろうと思っており、攻撃者としてどれだけ妥当な仮定をするかというところは決めなくてはいけないのではないかと思う。

2者間以上の事業者で共有できるかどうか定義に含まれていて、その点が通常議論されるのとは異なるように感じていた。恐らく、クッキーのように単一の事業者内でしか使わないものを例外にするという意味なのだろうとは思っているのだが、個人特定性低減データが積み重なっていくうちに、やがて本人が特定されてしまうリスクもあると思うので、再考してもいいのではないか。

○資料1の「はじめに」に「公益のために積極的に利活用」とあるが、だとすると「公益」の程度、ないし公益性が、第三者提供を行う判断材料になるべきかもしれない。この場合、公益性を誰かが判断しなければいけないのではないかと思う。公益性が重視される典型な分野が医療等分野等だが、それ以外についても、第三者機関がその判断に関わるべきなのかもしれない。

これに関連して、医療では仮名IDが非常に多く使われている。資料2の8ページの2つ目にある「元の番号や記号等と不可逆、かつ他の事業者と共有することができない」についてももう少し議論しなければいけない項目かと思う。

例えば、仮名IDにしたとき、仮名IDの期間の問題がある。医療だと、10年、20年という長い期間でIDを共有したいといった要求もあるので、そのあたりを公益性ということも加味して考えねばならないと考える。

○一般人感覚からすると、こういうことを勘案しながらまとめなければいけないのではと思う。

提供元は、目的を十分に勘案した上で有用性をできるだけ損なわないようにして提供しなければならない。受領者は、縛りをかけて個人特定性低減データを保護しなければならない。今後、個人を識別・特定することは益々可能になっていってしまうが、有用に情報を使いたければ、受領者が自制をしてくれないと困るので、それを保証させるルールを入れることが大切だ。

目的により変化する有用性を保ちながら提供し、受け取った側は、縛りは必ず守る。守れないような人がいるときには第三者機関が行動を起こす。こういうパターンなのだなということを改めて認識した。そうすると、一般人としての感覚も非常に受け入れやすいのではないかと感じた。

以上